

# 新たな食料・農業・農村基本計画 骨子（案）について

---

# 食料・農業・農村基本法改正（令和6年6月施行）のポイント→消費者の役割が拡充

・環境負荷低減や費用を考慮した価格形成など、食料の生産から消費までの関係者が連携して取り組むべき課題が顕在化していることから、「食料システム」を新たに位置付け。併せて、関係者の役割を拡充・新設。

## 食料システム

### ○第2条第5項（新設）

・食料の生産・加工・流通・小売・消費の全ての段階が、  
有機的に連携することで機能を発揮するシステム（概念）として新たに位置付け

## 農業者

### ○第10条（拡充）

・基本理念の実現（食料安全保障の確保、環境との調和、農業の持続的発展、農村振興）に主体的に取り組むよう努力

## 食品事業者

### ○第11条（拡充）

・基本理念の実現（食料安全保障の確保、環境との調和）に主体的に取り組むよう努力

## 団体

### ○第12条（新設）

・食料・農業・農村に関する団体を位置付けるとともに、  
（農業者、食品事業者、地域住民、消費者のための行動が）基本理念の実現に重要な役割を果たす旨の明確化

### ○第51条

・（土地改良区等の団体の再編整備に加えて）団体の相互連携の促進を位置付け

## 消費者

### ○第14条（拡充）

・食料、農業、農村に関する理解  
・（消費者の選択を通じて）食料の持続的な供給に寄与  
（環境負荷低減に資する物等の食料の持続的な供給に資する物の選択）  
・消費生活の向上に積極的な役割

・環境に配慮して生産された食料の価値  
・食料生産にかかるコスト

などを共有

## 食料・農業・農村基本法の改正により「消費者の役割」が拡充（第14条）



農林水産省における消費者施策（国民理解の醸成）

- ✓ 食育の推進
- ✓ 食文化の保護・継承
- ✓ 農山漁村の魅力発信

等の施策の展開を通じて、

**国民の理解を深めるだけでなく、食料の持続的な供給に寄与するような  
「行動変容」につなげるよう消費者施策を推進していくことが重要**

— 様々な施策間の連携を図りながら、更なる理解や実際の行動変容につながる効果的な施策を展開 —

## 新たな食料・農業・農村基本計画 骨子（案）の概要

○改正基本法で掲げる基本理念に基づき**基本的な施策の方向性を具体化する食料・農業・農村基本計画**（以下「基本計画」という。）は、初動5年間で**農業の構造転換を集中的に推し進めるため、計画期間は5年間**として定める。

○基本計画の実効性を高めるため、食料安全保障の確保に関する**目標や施策の有効性を示すKPIを定める**こととし、少なくとも年1回、その目標の達成状況を調査・公表、KPIの検証により**PDCAサイクルによる施策の見直し**を行う。

○改正基本法で定める、基本理念の実現を図る観点から、5つのテーマ（①我が国の食料供給、②輸出の促進（輸出拡大等による「海外から稼ぐ力」の強化）、③国民一人一人の食料安全保障・持続的な食料システム、④環境と調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮、⑤農村の振興）で整理。

**（地産地消は、施策横断的項目として「国民理解の醸成」の中に位置づけ）**

# 食料・農業・農村基本計画 骨子（案）の概要

- 従来の基本法に基づく政策全般にわたる検証及び評価並びに今後20年程度を見据えた課題の整理を行い、**食料・農業・農村基本法を改正**（令和6年6月5日施行）。
- 改正基本法で定める**基本理念（食料安全保障の確保、農業の持続的な発展、環境と調和のとれた食料システムの確立、多面的機能の発揮、農村の振興）の実現**を図る観点から、**5つのテーマ**（①我が国の食料供給、②輸出の促進（輸出拡大等による「海外から稼ぐ力」の強化）、③国民一人一人の食料安全保障・持続的な食料システム、④環境と調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮、⑤農村の振興）を設定。



## VI 国民理解の醸成

### 1 食育の推進

#### （学校等での食育の強化）

関係省庁が連携して、学校と地域の連携・協力関係を強化し、**学校給食における地場産物や有機農産物の活用**の更なる促進を図るほか、給食以外の時間においても、朝食やバランスの良い食生活の重要性等の食に関する指導や農林漁業教育の推進などを通じ、食や農林漁業について学ぶ機会を充実させる。

#### （食卓と農の現場の距離を縮める取組の拡大）

食卓と農の距離を縮めることにつながる農林漁業体験機会の提供のほか、産直活動などの生産者と消費者が直接つながる取組を強化する。

生産者と消費者との結びつきの強化、国産農産物の消費拡大、環境への負荷の低減等に寄与する**地産地消**について、**地域の実情に応じた取組等の情報を発信しつつ、消費者が日本の食や農を知り、触れる機会の拡大を図る取組を支援する。**